

第32回平成22年6月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成22年6月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後1時53分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定について
日程第 3	発議第	1号	与謝野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について (提案理由説明～選挙)
日程第 4	報告第	2号	平成21年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書 (報告～質疑)
日程第 5	報告第	3号	平成21年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書 (報告～質疑)
日程第 6	報告第	4号	平成21年度与謝野町一般会計事故繰越し繰越計算書 (報告～質疑)
日程第 7	議案第	59号	与謝野町副町長の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第	60号	与謝野町監査委員の選挙について (提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第	61号	与謝野町公平委員会委員の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 10	議案第	62号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 11	議案第	63号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 12	議案第	64号	与謝野町財産区管理委員の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 13	議案第	65号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 14	議案第	66号	与謝野町教育委員会委員の任命について (提案理由説明～表決)
日程第 15	議案第	67号	与謝野町教育委員会委員の任命について (提案理由説明～表決)
日程第 16	議案第	68号	与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命について (提案理由説明～表決)
日程第 17	議案第	69号	与謝野町行政財産使用料条例の制定について (提案理由説明)
日程第 18	議案第	70号	与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び与謝野町職員の 育児休業等に関する条例の一部改正について (提案理由説明)
日程第 19	議案第	71号	旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の変更について (提案理由説明)

- 日程第 2 0 議案第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算〔第 1 号〕
(提案理由説明)
- 日程第 2 1 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 1 号)
(提案理由説明)
- 日程第 2 2 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案理由説明)
- 日程第 2 3 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度与謝野町下水道特別会計補正予算〔第 1 号〕
(提案理由説明)
- 日程第 2 4 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案理由説明)
- 日程第 2 5 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案理由説明)
- 日程第 2 6 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

ただいまより、第32回平成22年6月定例会を開会したいと思います。

ただいまの出席議員数は18名であります。

審議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

4月の選挙から、はや50日が過ぎ、緑も濃い季節となってまいりました。本日は、また大変天気もよい中での開会となりました。

合併から4年が経過し、4年間の間に総合計画、行財政改革等、方針が決定されましたが、2期目の4年間は、それを具現化する大変大切な4年間であろうというふうに思っております。具現化するためには、組織の見直しを含めた総合庁舎の統廃合等の問題、また学校、保育現場の適正規模、適正配置の問題、活力あるまちづくりのための新しい産業の模索とか、いろいろな施策を講じなければならないのではないかと。また、高齢社会に対する対策も必要ではないかと。安心・安全なまちづくりのために、河川、里山の整備も必要でしょう。

また、21世紀は、農の時代と言われております。農地を守り、自給自足を確立するための農業施策も大変大切な課題ではないかというふうに思います。

加えて、過日も新聞に出ておりました、ごみ処理問題は避けては通れない喫緊の課題であります。

このようなことを、私たちは4年間の間に大変大切な、そして与謝野町の今後を決定づける4年間であるという重要性を認識し、また、その責務を認識する必要があるのではないかとこのように考えております。

さて、本定例会は、追加議案を含め26議案が上程される予定になっております。中で、6月定例会につきましては人事案件、補正予算が主な内容であります。補正予算につきましては、3月定例会が骨格予算ということでありましたので、6月定例会は、その肉づけ予算として大変大切な内容であろうというふうに思います。

慎重審議をぜひともお願いしたいというふうに思っております。

また、本日6月1日より議会の生放送が、過日の有線放送完成記念式典後に始まりました実況中継が始まります。これまでから、皆さん方には、その点については心がけていただいたと思っておりますけれども、町民の皆さん方にできるだけわかりやすい質疑、また応答も心がけていただけたらありがたいなというふうに思っております。

最後になりましたが、本日6月1日よりクールビズを9月末日まで実施をいたします。これは、行政の方々の通達も既に出ておりますし、議会といたしましても、それに合わせて、また過去に合わせてやっていきたいというふうに思っております。

冷房を28度に設定し、上着、ネクタイについては各自の判断でお願いしたいというふうに思います。また、このことを実施するに当たり、町民の皆さん方にもぜひご理解とご協力をお願いいたしまして、開会前のあいさつとさせていただきます。

どうか6月定例会、ぜひともよろしく願いいたします。

ここで、太田町長から発言の申し入れがありますので、受けたいと思います。

太田町長。

町長（太田貴美） 改めまして、皆様おはようございます。

非常に季節も新緑が目にしみる、そうした優しく感じられるこのごろになりました。

本日、ここに第32回平成22年6月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、井田議長様をはじめ、議員の皆様方には大変多事ご多用の中をご参集いただき、心より厚くご礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会では、各種行政委員の選任、任命などの人事案件が10件、条例制定と改正案が2件、補正予算6件をはじめ、つごう23件の議案をご提案申し上げております。

特に、平成22年度一般会計補正予算などの補正予算案につきましては、ことし3月の定例会でご提案申し上げました平成22年度当初予算が4月に町長と町議会議員選挙が執行されたので、そうした関係から、いわゆる骨格予算となっております予算に政策的経費を肉づけして、本格的な予算となっております。

一般会計の総額は111億6,186万5,000円で、特別会計、水道事業会計を合わせた予算総額は202億4,988万4,000円となっております。義務的経費の中でも、職員の退職に伴う補充を抑制しつつ、事務事業の見直しに伴う経常経費の削減に努めながら、総合計画に掲げる事業の計画的執行や、あるいは緊急雇用対策など、限られた財源の中で精いっぱい予算編成を行ってまいりましたつもりでございます。いずれにいたしましても、与謝野町は合併5周年を迎えましたが、町を取り巻く環境は過疎化や高齢化が進み、地域経済の復活も一向にその兆しが見えない極めて厳しい状況でございます。厳しい財政状況ではありますが、町民の皆様とともに一生懸命頑張ってまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力を願ひ申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（井田義之） 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

報告いたします。お手元に配付しております、本定例会に提出されております議案は、発議第1号、与謝野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてほか23件であります。

以上、24件を上程します。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、2番 和田裕之議員、3番 有吉 正議員、以上2名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3、発議第1号 与謝野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時42分)

(再開 午前9時43分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま配付しましたように、与謝野町選挙管理委員会委員に三田幸雄氏、坂根道崇氏、西原昇氏、高岡茂代氏。同じく補充員に谷口勝雄氏、織田喜代之氏、今川孝男氏、井上則男氏を指名します。

なお、補充員の補充の順序は、ただいま申しあげました順序にしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました皆さんを与謝野町選挙管理委員会委員及び、同じく補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました三田幸雄氏、坂根道崇氏、西原昇氏、高岡茂代氏が与謝野町選挙管理委員会委員に、谷口勝雄氏、織田喜代之氏、今川孝男氏、井上則男氏が同じく補充員に当選されました。

次に、日程第4、報告第2号 平成21年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 報告第2号 平成21年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に挙げておりますように、平成21年度の繰越明許を行いました事業は20事業でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回報告させていただくものでございます。

子ども手当支給事業、きめ細やかな臨時交付金事業並びに災害対策費一般経費につきましては、国の補正予算の可決を受けましてからの実施でありましたので、いずれも3月補正予算に計上させていただいたものであり、物理的に年度内執行には限界があり、22年度へ繰り越しとなった

ものでございます。

なお、災害対策費一般経費は、全国瞬時警報システムを導入するものでございます。有線テレビ拡張事業は加悦地域分でございますが、9月補正予算に計上させていただいたものの、その後の業者選定に一定の期間を要したとともに、事業量そのものが膨大であるため、事業費のほとんどを繰り越しせざるを得なかったものでございます。

携帯電話基地局施設整備事業は、建設予定地の調整並びに資材の調達に時間を要したこと、ごみ投棄防止フェンス設置事業から観光施設整備事業は、国の地域経済対策臨時交付金の事業でございますが、工事等については工法の検討に時間を要したこと、また補助金については個人対象の補助金のため、年度を越えての申請であったことなどにより、繰り越しとなったものでございます。

道路維持補修事業から都市公園整備事業では、地元調整や他の事業との競合等により、それぞれ繰り越しとなったものでございます。

最後の災害復旧の各事業につきましては、昨年8月に発生しました災害に係るものでございますが、大変多くの箇所があったこと、また国の査定後でないと実施設計を発注することができなかったことなどの理由により、繰り越しとなったものでございます。

以上ですが、事業によって国や府支出金、辺地債や合併特例債の地方債を充当しております。

以上、簡単にご説明し、報告とさせていただきます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） 一、二点、質問と確認をさせていただきたいなというふうに思っております。

今、町長から説明がありました21年度の一般会計繰越明許費につきましては、自治法に基づいて繰り越しされるので、特段問題はないわけですが、最近、ここ近年、大変繰越明許費がふえてきているということが言えるのではないかなというふうに思っております。ちなみに、昨年度は、件数にしては14件、確か29億だったと思います。本年は20件、件数にして6件ふえているわけですが、金額につきましては12億ですので、ざっと半分ぐらいにはなったのかなというふうに思っております。その前の19年度は、若干七、八件で1億ぐらいが繰越明許ではなかったかなというふうに思っております。だんだんふえてきているわけですが、今、町長から説明がありましたように、国の施策によって、例えば3月に補正されて、これが会計年度内には実施ができないという事務事業もあるわけなので、それはやむを得ないといいたしましても、後の関係につきましては、いわゆる工法に手間を取ったとか、いろいろと外部的な要因も含めて、内部的な要因もかなりあったのではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺の原因については、私は内部的な原因で、いわゆる事務事業処理能力がちょっと欠けておるといふような部分もあったのではないかなというふうに思うんですけども、その辺についてはいかがでございましょう。これは、企画財政課長兼参事に聞いたほうがよろしいでしょうか。

吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

糸井議員ご指摘のとおり、非常に大きなたくさんの方々の事業の繰り越しを行っております。その原

因といたしましては、糸井議員ご指摘のように、国の経済対策が非常に影響しております。この中でも、例えば第2款の総務費でございますが、有線テレビそれから携帯電話基地局、これらは公共投資臨時交付金の適用を受けて実施している事業でございます。公共投資臨時交付金も、いわゆるこういった事業につきましては、国の交付決定がないと事業に着手できないということがございます。昨年の選挙もございまして、そういった公共投資臨時交付金等が事業仕分けにかかっておったりしまして、非常にその交付決定が遅れてきたというようなことで、着手するまでに非常に時間がかかると。したがって、全くその工期がとれないという事情もございます。それから、きめ細かな臨時交付金事業も1億8,300万円以上の繰り越しをしておるわけでございますけれども、これにつきましても、3月補正であったと。物理的に全くできないという状況でございます。

それから、そのほかにも生活対策臨時交付金あるいは経済対策臨時交付金、これらの交付金を充てて繰り越しをしておる事業もございます。これらの交付金につきましても、もう既に国の予算そのものが繰り越しを想定した予算で繰越明許の手續の中で国会の議決がしてあるという中で、物理的に毎年行っております町の事業に上乗せをしてやっていくということにつきましては、非常にその工期内には難しいという状況があります。

ですから、通常の事業と、それからこういった交付金の対策事業が重なって執行しなければならないわけでございますので、それをきめられた人員の中でやっていくということになってまいります。そうなってきますと、当然のこととして影響を受けるということになるかというふうに思っております。

そういった事情で、職員皆一生懸命やっておるわけでございますけれども、非常に仕事量が多くなったというようなことで、繰り越しせざるを得なかったということでご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 公臨交だとか生臨交だとか経臨交だとか、あるいは、きめ臨交だとか、いろいろと今回の国の施策によって、大変多くの事業があったというふうに思っております。ですから、物理的にやむを得ない繰り越しもあると思っておりますけれども、できるだけ、いわゆる会計年度独立の原則がございますので、その中で処理ができるものについては、やっぱり処理していただきたい、このように考えておりますので、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それから、もう1点、ちょっと確認させていただくんですけれども、繰越明許の場合は、必ず財源が伴わなければならないことになっております。したがって、この繰越明許費の中の財源の中で未収入特定財源は、この時点でまだ入っていないわけですね。ですけれども、いわゆる会計閉鎖、これまでには入る財源であるということが私は前提だろうというふうに思うわけですが、それともう1点、地方債については、起債許可が出ておる起債に限られるというふうに私は認識しておるんですけれども、その2点はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

糸井議員ご指摘のとおり、繰越明許する場合には、その財源をつけて繰り越すということが大

原則でございます。したがって、この財源内訳ということで国庫支出金、府支出金、地方債その他一般財源でございます。その中で、一般財源以外は未収入特定財源でございます。一般財源につきましては、平成21年度の一般財源の中から捻出したしまして、それをいわゆる不用額として残して繰り越してしまうと、そこで、財源をつけるということになります。

それから、国庫支出金、府支出金、地方債、これらにつきましては、出納閉鎖までといいますか、5月までにその繰り越した事業が完成し、申請をするならば入ってくる可能性がありますけれども、事業が終わってから入ってくるということになります。出納閉鎖までに入るということではない。いわゆる平成22年度に繰り越しておるわけでございますので、平成22年度中に事業を執行して、平成22年度中にその未収入特定財源を歳入すると、そういう仕組みになっているということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 14番（糸井満雄） 私の認識が違うんでしょうか。私の認識では、当該年度に繰り越した財源については、前年度の出納閉鎖までに入ることが、財源が確保されることが前提だと、そういうふうに認識をしておるんですけども、今の吉田参事の答弁では、22年度の事務事業は完成後に申請し、その後に収入が確保されると、そういうふうに聞いたんですけど、それは例外的に認められておるんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

いわゆる21年度の事業を22年度に繰り越すわけでございますので、その財源となります補助金なり起債、これは国から補助金をもらうならば、国の21年度の予算で内示なり交付決定を受けていなければならないということでございます。その決定を受けておれば、繰り越しをして、22年度中に工事を仕上げて、そして22年度中にそのお金を歳入するということになります。ですから、出納閉鎖までに必ずお金が入っていないなければならないというものではないということでございます。

地方債につきましては、当然21年度中にその事業の地方債を申請して府と協議をして同意をいただいていると。それを繰り越しをして、事業が終わってから申請をして借入れをすると、こういうことになろうかというふうに思っております。

- 14番（糸井満雄） わかりました。

以上です。終わります。

議長（井田義之） 15番、勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

3月にもお話をして、私どもの考え方を申し上げたところですが、いわゆるこの災害復旧費につきまして非常にご苦労いただいておりますということは、よく理解もするわけですが、昨年の8月の災害でいろんな農地なり、あるいは道路が被害を受けたわけでございますが、16年の台風23号で被災をして、河川の護岸なんか大きな被害を受けたわけですね。それが、今度もまた受けたと。ところが、これは京都府が設計をされたものが多いわけですが、京都府のホームページを見ましても、立派に復旧したとなつとるんですね。ところが、そこが災害を受けて、農地の部分も被災したと。今回も、またその分担金を払うことが本当に正しいのかどうか。いろいろ

ご検討いただいているし、今の条例で行きますと、これはやむを得ないという部分もあると思いますけれども、本当にこういうことが正しいのかどうか。現実に見てみますと、もうそのまま荒廃したままで置いておこうといった方も出てくるわけですね。前回は分担金を払った。今回も分担金払わなると。本当にこれが正しいのかどうか、そのところを、その後どうのご検討をされたかどうか、回答をお願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

以前にも議員のほうから同様のご質問をいただきまして、課内でも検討をさせていただきましたけれども、被災された関係者の皆さんには大変申しわけないんですけれども、一定の決まり上、分担金につきましては、いただくということにいたしませんと、また違う面での公平性に欠けるという部分もございますので、結論としては、そのようにさせていただきました。

要は、繰り返し、繰り返し、同じ場所で同じことに起因して災害が起きるといふことのない手だてを講ずることが重要ではないかというふうに思っております。このことは、農地の関係者だけではなくて、河川管理の関係者とも協議をしながら、できるだけ災害を誘発しない取り組みをしていく方向で、引き続き検討させていただくべきことではないかと、このように思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 設計をされますときに、当然50年確率とか100年確率とか、あるいは200年確率ということでの、その根拠になる災害の、あるいは水の出る状況から設計がされると思うんですが、私は、16年に比べて昨年の災害がそれを越えてたとは、とても思えないんですね。それだけ災害が起きたと。しかも、また分担金を出さんなると。私は、本当にこれが正しいのかどうか。公平性の原則とかいろいろあると思いますけれども、実態として、やはり自分が被害を受けたときにどういう感じを持つかなと。前回あれだけの災害が起きて、今回はあれに比べたら最も少なかったと、私は思ってるんですよ。それだけ、こういう災害が起きるといふことで、ぜひその設計等に当たって、課長がおっしゃいました、災害が起きないような設計になりますように、これはぜひ願いをしたいと。私ども、これから現地をいろいろと関係者とも話し合いをして、またお願いすることがあるかと思っておりますけれども、本当にこれが正しいのかどうか、もう一回農家の立場や心情を踏まえましてご検討いただきたい、このことをお願いして終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、繰越明許についてお伺いをしたいと思います。

糸井議員の質問に、企画財政課長吉田参事は、国の交付決定が遅れたということも大きな一因だという答弁があったんですけども、町長の説明の中には、携帯電話の関係ですけども、予定地が決まらずに遅れたのが大きな原因だというふうな説明があったんですが、それはどちらが原因ですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

両方の要因がございます。用地につきましては、早くから、ここということは決まっておりますけれども、地権者の方の相続関係がございますので、そういったことに手間を要したということもございますが、それが整っていても、やはり国の交付決定を受けてからしか事業には着手ができないということになってございますので、国の交付決定が遅れたということもですし、両方の要因があるということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） この土地の問題については、早くからある程度めぼしはついているというふうなことを、私は総務委員会に所属しておりましたので、聞いておりましたので、ちょっと合点がいかなかったということでお伺いをいたしました。

有線テレビの事業、6億を越えるような大変大きな事業が繰り越すと。加悦地域の光ファイバー化ということになるんですけれども、この事業の流れというのはどのようになるのかということをお教えいただきたいというのが1点と、もう一つは、既に地域への説明会も終わっております。そして、申し込みも既にされております。その状況というのは、どういう状況になっておるのか、これもあわせてお伺いします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

一応、有線テレビ拡張事業につきまして、これは加悦地域の改修でございますが、6億9,541万7,000円を繰り越しさせていただいております。その中で、注目すべきところが国庫支出金5億5,068万2,000円ということでございます。これは、通常の3分の1の総務省の補助金とプラス公共投資臨時交付金が増額されたということで、これだけの補助金がついたということでございます。ですから、そういう事情があったということもあわせて、やるときは今だということで決断をしたという事業でございます。

今後の流れでございますけれども、既に3月に入札をいたしまして、線路設備につきましてはパナソニック、センター設備につきましてはエクシオ、この2つの業者が施工することに決まっております。

現在、加悦地域の線路設備、これを張る準備をしておるわけでございますけれども、その前提条件といたしまして、いわゆる関電柱とかNTT柱、その強化をさせていただかんわけでございますけれども、強化していただきますと二次占用というんですか、その地権者の承諾書がなければ、関電やNTTは「了解をしない」と言っておりますので、まず、その事業を着手しようということで、今準備に取りかかっております。

それらの許認可に二、三カ月はとられるんじゃないかなというふうに思います。

それから、線路設備、スタジオ系の事業を並行してやっていきながら、宅内工事に入っていくと。いわゆる拡張地域と同じように、軒先にV-ONUという箱をつけますと、幹線からドロップケーブルを引いてきて、宅内の配線工事をやっていくと。そしてFM告知をつけていくと。それから、インターネットだとか、そういった事業もあわせて進めていくということでございます。

今の予定で行きますと、線路設備に入っていけるのが8月から9月ごろになるのかなというふうに思っておりますし、また町内の電気店の皆さんにもご協力をいただかんということもございますので、今月の14日に、またその説明会もさせていただきたいというふうに思っております。

ます。

完成といたしましては、来年の3月ということを目標にやらせていただきたいというふうに思っております。

それから、加入申し込み状況につきましては、加悦の地域振興課のほうで取り組んでいただいておりますので、地域振興課長のほうから報告をさせていただきます。

議長（井田義之） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） 今田議員のご質問にお答えしたいと思います。

加悦地域の現在の光ファイバー化に対します申し込み状況についてでございます。詳しい数字につきましては、資料を持ち合わせておりませんけれども、2月に全地区説明会に回らせていただきまして、現在、加入されている加入者の皆さんには継続ということで、ダイレクトメールで各家庭に配らせていただいて、回収をさせていただきました。

おおむねすべて「継続」ということをご返事をいただいておりますけれども、とりわけ高齢者の方につきましては、内容がよくわからないということで、ご返事をいただけない方も現在ございます。それにつきましては、すべて電話なり訪問をさせていただいて、事業が開始になるまでには対応していかなければならないというふうに考えております。

逆に、加悦地域でもこれまで加入をいただいている新規の方の加入が現在22年度中まで特典がございますので、そちらのほうは数字的に100件というのはオーバーですけども、30件、40件と新規の方の確保ができていくということでございます。今後、工事が本格的になりますと、またそういった未加入者の方に対しても啓発をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今、和田課長から答弁がありましたように、22年度中は、いわゆる特典がある制度があるわけですが、その間に新規の方については、少しでも多くの方に加入をいただくように、ぜひとも今後ともご努力をいただきたいというふうに思っております。

それから、有線テレビが全町に拡張されました。野田川、岩滝、光ファイバー化ですばらしい画面やインターネットがつながったというふうに認識をしておるわけですが、今の時点で加悦地域と拡張地域のサービス格差というのは、どういうところにあるのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

拡張地域についてはFTTHということで、軒先といいますか、そこまで光を引いておると。それから、加悦地域については、幹線は光なんですけれども、軒先までは光が来ていないということで、インターネットですとか、そういったスピードといったところについては差が出ているだろうというふうに思います。

それから、テレビにつきましても、加悦地域についてはBSが2、3チャンネルしか映らないんですけれども、拡張地域においては全チャンネル視聴が可能になってきます。それから、CSも流しておりますし、加悦地域については、それも限定されているという状況でございます。そういった違いが出ておりますので、なるべく早くこの事業を進めて、いわゆるその格差是正に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） それでは、子ども手当についてお伺いをします。

いよいよ支給が始まるということで、きょうの新聞にも、与謝野町は6月7日に支給をするということが報道されておりました。従来の児童手当というのが廃止になって、新しく子ども手当という制度になったわけですが、従来の児童手当と子ども手当、どこが違うんでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいまの議員の質問にお答えしたいというように思います。

今、ご質問は、従来の児童手当と子ども手当の違いということでございますけれども、まず、金額が違うということでございます。それと、対象者が、今までは所得によりまして一定限定されていた方がおいでますけれども、今回、子ども手当の方については、所得等、制限等はございませんので、そういった面では、事務的には所得なんかを調べて決定をしなければならないということが、対象者全員に交付するということになりますので、そういったところの違いがございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） テレビとか新聞の報道では、何十人の子どもたちと養子縁組をしたとか、40人とか50人とか言われておりますけれども、それは自治体の窓口でどういうふう処置をしたらいいかかわからないと。いわゆる厚労省に問い合わせをしたり、いろんな形で、それはオーケーだとか、それはだめだとかいうふうなことで、そこで制度を確認されておることがあるんですけれども、与謝野町でそういう何十人ですね、現実では考えられないような方の申請というのはあったのかどうかということと、それから最高、普通で考えると3人ぐらいの子どもさんが最高かなというふうに思うんですが、最高でどれぐらいの方の人数が申請をされておりますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今のご質問でございます。

新聞報道によりますと、外国の方で養育費の関係で手続をしております、何十人ということがありますけれども、与謝野町では、そういったケースがございません。

それと、人数的なことにつきましては、15歳を迎えられた年度末までは支給できるということになっておりますので、今みたいなたくさんの方はございませんので、その家族の方が対象ということでありまして、家族の方で5人おいでる家族なり、6人おいでる家族というのが把握しておりませんが、そういった実際に住んでおられる方の家族の子どもさんの対象の限度内でお支払いをしているというところで、与謝野町としてはとどまっております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） これは、民主党の公約といいますかマニフェスト、それから始まってわけですが、今回の支給は6月支給です。先ほど申しあげました6月7日です。今後は10月と2月ということで支給が続くわけですが、6月の支給で4月分・5月分、2カ月分です。1人が2万6,000円、2人だと5万2,000円、3人だと7万8,000円が支払われます。基本は、いわゆる口座振替が基本だというふうに報道され、聞いておりますけれども、ある自治体では、保育料や給食費の滞納者に限り窓口で支払うと、こういう自治体もあるやに報道されております。そういう、いわゆるその子ども手当をいただいた方に強制では滞納分を取れないとい

うことはわかっているんですけども、窓口に来ていただいて、少しでも支払っていただくようお願いをすると、こういう努力をされている自治体もあります。そういうお考え、予定というのはなかったのでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今の子ども手当の窓口払いの関係でございますけれども、国の方針としては、そういったことの想定はされておられません。そういった自治体もございますけれども、与謝野町におきましては、今回の支払いについては、口座のほうで振り込みをさせていただくということでございます。

今、議員ご指摘がありましたので、今後については、そういった方法も、国のほうの通達等によりまして、できるようであれば、また自治体の裁量によって行っておられる自治体があるというように今お聞きしましたので、そういったことが可能であれば、そういった方については、そういった手段も検討しなければならないというようなことは思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 滞納整理というのは、町の大きな課題です。不公平感の増大です。これを少しでもいただくように、今度とも努力をしていただきたいと思います。今、課長の答弁で、考えていこうというふうな答弁もいただいたわけですけども、ぜひそういったこともお考えいただいて、滞納整理に今後もご努力いただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、土木費の関係で、町長の説明をいただいたんですけども、今回たくさんの繰り越しがあるんですが、地元調整に時間を要したということがあったんですけども、どういう地元調整だったのでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

道路新設改良事業につきましての地元調整についてでございます。確かに、用地のほうはご協力をいただいて、用地の買収をさせていただいたというふうなケースがあるわけでございますけれども、やはり例えば、植えつけの時期だとか、そういったことでどうしても細部にわたりまして調整をしなければならないというふうな点がございまして、そういった点について地域のほうと協議をさせていただいたというふうなケースがあります。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今回、街路整備事業が4,000万繰り越して計上されておるんですけども、この事業は、大体どれぐらいの見通しのとこまで来ておるのか教えていただきたいと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

街路整備事業につきましては、平和通2号線の改良をさせていただいております。今回4,000万から繰り越しをさせていただいておりますのは、物件移転の関係で多額の費用を繰り越しをさせていただいております。2件、物件移転をお世話になっておまして、1件につきましては、もう取り壊しが済んだというふうなことでお支払いをさせていただきました。それから、もう1件につきましては、今回の物件の後ろ側に家屋を建てられておまして、その家屋が建てられると今の既設の部分を取り壊しをしていただくというふうなことになっておまして、

これがもう少し時間がかかるというふうに聞いております。それから、平和通りにつきましては、約180メートルぐらい延長があったというふうに記憶をしております、その半分ぐらいにつきましては、今回の繰り越しの事業をもとにしまして、現在、工事のほうを行っているところでございます。

平成22年度で、先ほど申しました2件の物件の家屋のところにつきまして工事をさせていただくこととしておりまして、その工事につきましても、大体この秋ぐらいには完成をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 秋にオープンするというふうなことですけども、そうすると、いわゆる阿蘇シーサイドの公園の海側を通る府道のバイパスも既に完成をしておるわけですけれども、あそこが通行可能になるというふうに理解をしたらいいんですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいと思いますというふうに思います。

町の工事のほうの部分につきましては完成をさせていただくことができます。ただ、今の国道178号線の交差点改良の部分につきましては、京都府のほうで事業をしていただくこととしておりまして、前にも申し上げたかもわかりませんが、変則5差路の解消をしなければならないというふうなことがございまして、そういったことを地域のほうにご提案をさせていただいて、何とかご理解をいただきたいというふうに考えております。

そのこととあわせまして、先ほど言いましたような、例えば秋に開通できるのかというふうな点については、地域のほうともう少し調整をさせていただかなければならないというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうすると、早くて秋だというふうな認識をしたらよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。

今、早く地域のほうで合意ができて、先に今の交差点改良の部分についてもオーケーだというふうなことになるれば、京都府のほうもそういったことで工事がしていただけるというふうに考えております。ただ、いつだと、秋なのかどうかというふうな点につきましては、今この場でちょっとお答えするというふうなことができません。相手があるということをご理解いただきたいというふうに考えております。

16番（今田博文） はい。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第2号を終わります。

次に、日程第5、報告第3号 平成21年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第3号 平成21年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に挙げておりますように、平成21年度の繰越明許を行いました事業は1本ございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

簡易水道施設整備事業につきましては、用地買収に不測の時間を要したことにより年度内に完成できなかったため、繰り越しとなったものでございます。

繰越財源は、国庫補助金や地方債などを充当しております。なお、一般財源のうち、きめ細やかな臨時交付金として2,300万円、公共投資臨時交付金として7,344万2,000円を平成21年度で一般会計から繰り入れを行い、それも含めた一般財源として繰り越しております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第3号を終わります。

次に、日程第6、報告第4号 平成21年度与謝野町一般会計事故繰越し繰越計算書を議題とします。

報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第4号 平成21年度与謝野町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に挙げておりますように、平成21年度の有線テレビ拡張事業について事故繰越を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項に規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっております、今回、報告させていただくものでございます。

今回、事故繰越しましたのは、有線テレビへの加入者側への連絡が留守でとれなかったりしたこと、また個々の請負業者の受注量によっては大変多く請け負っておられたなどの理由でございます。これに加えて、ONU機器に内蔵する特殊ICチップがサブプライムローン問題及びリーマンショックに代表される金融不安等により、世界的経済の縮小、企業の業績悪化、経済情勢の不安による消費者の購買欲の冷え込みで、特殊ICチップの生産調整が図られておりました。このような中で、急激に需要が増加し、特殊ICチップ品不足により、ONUの納期が遅れる結果となりました。

以上の理由で、22年度へ繰り越しとなったものでございます。

繰越特定財源は、全額が合併特例債でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、赤松議員。

- 13番（赤松孝一） それでは、ただいまの町長の提案説明によりますと、加入者側の都合の中で連絡遅れとかございましたが、私は、この説明の欄に、加入者側の都合により工事の進捗が遅れ、というような文言はおかしいと思うんですよ。これは、はっきり言って、やっぱり業者が、200軒、300軒とたくさんものを偏って、それによって加入者は待っていても工事に来ないと、これが現状だったと。だから、加入者側に責任があるように、今の町長の説明ですと、連絡とってもとれなかったとか、1軒や2軒、10軒ぐらひはあったかもしれませんが、多くの原因は、この加入者側の責任ではなしに、いわゆる工事の量のバランスが悪かったと、ここが本当の理由であって、今の説明によりますと、加入者側にいかにも非があるように聞こえますので、ぜひともこの点についてのご答弁を願いたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

加入者側への連絡と申しますのが、加入者に非があったという意味ではなしに、いわゆる昔と家庭の状況が全然変わってきているという状況がございます。それは、昔は自営業者が非常に多くて連絡がとりやすかったわけでございますけれども、最近では、もうほとんどが勤め人というようなことでございまして、朝早く出られたら夜遅くまで帰ってこられないというような状況の中で、業者さんが連絡をとっても、なかなか連絡がとれなかったという状況があったということを申し上げておるわけでございます。決して加入者側に非があったという意味で申し上げたのではないということをご理解いただきたいと思っております。

それから、確かに工事量につきましては偏りがございました。工事量につきましては、これはFM告知の端末をつけるまでが、いわゆる地方の公共事業、それからテレビの配線、インターネットの配線につきましては、電気屋さん個人との契約になるということでございます。そういう中で、町といたしまして、その加入申し込みを取ったわけでございますが、その中で、どの業者さんを希望されますかと書く欄ございました。その個人様から書いていただきました業者の方にそれをお渡しして、その工事を実行していったということございまして、確かにバランスが悪いといえばバランスが悪いんでございますが、まずは加入していただけると言われる方の希望をまず優先させたということで、お許しをいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 13番（赤松孝一） いわゆる一般会計事故繰越の繰越計算書の説明の欄に、加入者側の都合により工事の進捗が遅れたと、こう書いてあるわけですね。加入者は早くしてほしいというつもりで申し込んだんであって、加入者側が故意に家をあけたりしたわけではなしに、これを読みますと、頭に、加入者側の都合により工事の進捗が遅れたという、私は、この文言は、一町民として、加入者の一人として、いささか現状は違いますよと。本当にこんなことが頭に来てもいいんでしょうかねということを問うていわけですけど、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

いろいろととり方はあると思いますが、私のほうは、加入者側に責任があるというつもりで、これを書かせていただいたということではございません。加入者側の都合といいますのが、先ほども申し上げましたように、現在、非常に勤め人が多い状況であるという中で、どうしても工事が土曜日・日曜日に集中してくるということでございます。FMの工事ですとか、それからインターネット、あるいはテレビの配線工事は、家の中に上がらせていただいて工事をする必要があるということでございます。そういう中で、やはり勤めに出ている中で、会社を休んでまで、それに立ち会うわけにもいかないという状況がございまして、どうしても土曜日・日曜日にその希望される日時が集中するという中で、請負業者のほうも、やはり1日に回れる件数というのは限りがございますので、そういうような事情があったということをお申し上げておるわけございまして、決して加入者側に責任をなすりつけているという意味ではないということをご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） この議論しても平行線になるんで、これ以上いたしません、現実に、加入者側の都合により工事の進捗が遅れたと。私も加入者でしたが、待っていました。我が家も人はだれかがおります。また、ほかの方も、なかなか来てもらえないと。せめて3月中に来てほしいなど。孫が小学校に入るしなとか、そんな声は聞いていました。だから、確かに今の家庭事情とか労働条件とか、そんなことはおり込み済みの問題です。だから、私はあえてここに、加入者側の都合によりなんてことは記入してほしくなかったなということを言っているのであって、それがわかっていただけないなら仕方がないですけど、やはり、そういった町民の気持ちからすれば、一日も早くつけてほしいと。申し込んだ方は待っておられたんです。それが、これだけを見ますと、加入者側の都合によりと書いてありますんで、私は決してそうではないということ、現実をこのテレビを通して、決して加入者の責任ばかりじゃないといったことを皆さんに訴えたいと思っておりますので、もう答弁は結構ですけど、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） ほかに質疑はありますか。

1 7 番、谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） それでは、何点が質問させていただきたいと思っております。

先日、委員会でもちょっと質問をさせていただいたんですけども、ちょっと確認の意味でもう一回質問させていただきたいというふうに思っております。

今回、拡張工事が非常に遅れたということで、通常なら3月末に工事が終わっておりまして、4月、5月が使用料の徴収ということになるだろうと思うんですけども、それが遅れたために、4月、5月分の使用料がいただけないと、こういう状況だと思うんですね。

この使用料につきまして未徴収になったんですけども、これは幾らぐらいになるのか、その金額についてお尋ねします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

4月、5月分が確かに工事が遅れたということで、徴収を6月からということにさせていただきました。この2カ月間遅れたことによりまして、試算いたしますと、大体430万円程度が減収になるということでございます。ただ、当初予算に出しております数字といいますのは、やは

り当初予算の申請時期がございますので、昨年の12月末現在で締め切った数字による使用料の見込みで計上しております。それから、12月末が実際の締め切りの期限だったわけですので、その1カ月間でかなりふえておまして、その400万円程度につきましては、その加入者増によりカバーできるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 先ほど、赤松議員のほうからもちよっと申されましたですけど、要するに12月末で申し込みの受け付けをしたと。申し込みの受け付けの状況は当然掌握しておられたと思うんですね。1軒でかなりの受注を抱えておられるお店があったというような段階で、これはもう3月末で工事はとてもやないけど完了できないなということが、ある程度予見されたというように思うんですね。その対策が打ちにくかったのか打たなかったのか。もし打ちにくかったら、その原因がどこにあったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

一応、申し込みの受け付けにつきましては、2回に分けて行いました。第1次を8月末まで、それから第2次を12月末までということで、受け付けを行いました。

8月末までの受け付けにつきましては、いわゆる業者さんごとのリストにつきまして、9月の中ごろにそれをお渡ししております。それから、ふえるたびに、大体1週間ないし10日単位で業者さんとは、そのやりとりをやってきております。

それから、12月末で受け付けをいたしまして、それにつきましても、9月から12月末までのものを一遍に渡したのではなしに、大体1カ月以内に、その増加については、それぞれの業者さんと連絡をとり合っていたということでございます。

そういう中で、何とか3月末までに完成をさせたいということで、お互い努力をしまいたったわけでございますけれども、結果的にいろんな事情によりまして、繰り越しせざるを得なくなったということで、大変申しわけないなというふうに思っております。これは、やはり一つには、いわゆるその加入される方について、どこの業者さんを希望されますかということで、加入の申し込みを受け付けております。その要望どおりに、うちとしてはその工事を割り振っておりますので、先ほど赤松議員のご指摘にもありましたように、確かにアンバランスというものはございます。何百件を請け負っておられるところ、数十件程度というところもございます。たまたま加悦地域は今回対象じゃなかったの、野田川、岩滝業者に比べて、加悦の業者については比較的少なかったということが言えるだろうというふうに思っております。

しかし、当初の計画どおり、加入者の皆様方のお気持ちも尊重しながら、何とかやり切りたいということで、業者さんにも出会うたびに、頑張ってくださいということをお願いし、やってきたわけでございますが、やむを得ず繰り越しせざるを得なくなったということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 私も何人かの方からいろんなお話をちょっと聞かせていただいたりはしました。

当然、工事をやっていただくということになると、なじみの電気屋さんをお願いしたいというのが心情であります。電気屋さん、また今回の関西エクシオさんとの契約の関係もあったんだと思うんですけども、大変詳しい図面の提出も要求されておるといようなことで、かなり家の隅々の電気配線までいろいろ設計図をつくらなあかんといようなことがございますので、全然知らない業者さんをお願いはしづらいというのは当然、加入者の皆さん方の心情ではなかったかなと思うんですけども、それにしましても、今回ちょっと大変遅れたということでございます。その点、いろんな反省点があると思うんですけども、現在、きょう6月1日で、今月の使用料から徴収をしていくという形になると思うんですけども、この加入申込者につきまして、この5月末で100%工事が完成したということになるんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

一応、1,000件の事故繰越をさせていただいたということございまして、今、事故繰越の報告をしておるわけでございますが、繰り越しをした件数は1,000件を繰り越しさせていただいたということでございます。その工期を2カ月間ということで、5月31日を工期ということで、一たん繰り越しをさせていただきました。しかし、今いろいろと業者さん、あるいは元請人に聞いておりますと、まだすべてができる状況になっていないということでございます。きのう5月31日で一応工期は終了するわけでございますけれども、実際今何件残っているのか、それにも当たっているということでございます。

ここで契約を切るというわけにいきませんので、さらに繰り越しの工期を延長して、一日でも早い100%の完成を目指していきたいというところでご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今お聞きしましたら1,000件程度ということでございますので、それぞれ待っておられる方がおられると思いますので、また徴収料の関係、使用料の関係もございまして、できるだけ早く工事を完了していただきたいなというぐあいに思っております。

それと、最後になりましたけど、これで一応、5月末で加入申込者も何件か残っているようですけども、決まったということで、加入率について、拡張地域の加入率と加悦を含めた全体の加入率がどれぐらいになるのか、最後にその点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

まず、拡張地域でございますけれども、昨年12月28日受け付け分まででございますけれども、平成22年3月31日現在の拡張地域の世帯数が6,268軒でございます。4,526軒から加入の申し込みがございました。しかし、この4,526軒の中には、事業所、公共施設がございました。これらの数を引きますと、一般家庭で4,249世帯の加入申し込みをいただいております。加入率にいたしますと72.2%ということでございます。

それから、加悦地域でございますが、平成22年2月28日の世帯数が2,788軒でございます。2,061軒の加入がございまして、73.9%の加入率ということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番(谷口忠弘) はい。終わります。

議長(井田義之) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第4号を終わります。

11時5分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前11時05分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第7 議案第59号 与謝野町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第59号 与謝野町副町長の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

平成18年7月1日の選任以来の4年間、よく私を補佐し、職員を指揮監督していただいております堀口卓也副町長の任期が平成22年6月30日をもって満了することから、今後4年間、町長の補佐役として、また町長の職務代理者として引き続き堀口副町長にお世話になりたいと、このようにご提案を申し上げる次第でございます。

堀口副町長は、長年の豊富な行政経験に裏打ちされた、この4年間の堅実な実績とともに、人格高潔で副町長として最適任者と認め、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 与謝野町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第60号 与謝野町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第60号 与謝野町監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、識見を有する監査委員として平成18年7月1日の就任以来の4年間お世話になっております足立正人監査委員の任期が平成22年6月30日をもって満了することから、今後4年間、引き続き同氏にお世話になりたいと、このようにご提案を申し上げる次第でございます。

足立監査委員は、長年の豊富な行政経験とともに自治体の財務管理や事業の経営管理、それに行政運営全般にわたってすぐれた見識を持っておられ、人格高潔で監査委員として最適任者と認め、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただき、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 与謝野町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第61号 与謝野町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第61号 与謝野町公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、与謝野町公平委員会委員としてお世話になっております三田清司氏の任期が来る6月30日をもって満了することとなりますので、その後任に四宮裕美子氏を新たに選任することとして、このようにご提案を申し上げるものでございます。

四宮氏は、京都府内の保健所の保健室副室長として勤務後、現在は全国健康保険協会京都府支部でお仕事をされており、地方行政にも造詣が深く経験も豊富でありますし、人格高潔で公平委員会委員として最適任者と認めるものでございます。

よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 与謝野町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第62号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてと、日程第11、議案第63号、与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上、2件について、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第62号及び議案第63号として一括上程されました、与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお世話になっております6名の委員のうち、議案第62号の和田洋一氏と、議案第63号の上田昭氏の任期が平成22年6月30日をもって満了することから、今後3年間、引き続き両氏にお世話になりたいと、このようにご提案申し上げる次第でございます。

両氏は、長年の豊富な行政経験とともに固定資産の評価についてすぐれた見識を持っておられ、人格高潔で固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認め、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

初めに、議案第62号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第63号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第64号 与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第64号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理会は、管理委員7人以内で構成され、任期は4年となっております。後野、金屋財産区につきましては、平成22年3月末で一部の委員の任期満了に伴い、与謝野町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された方を新たに選任したいので、議会の同意を求めらるものでございます。

各氏とも、人格高潔で最適任者としてふさわしいと認め、このように議会のご承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 与謝野町財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町では、11名の人権擁護委員にお世話になっており、任期は3年で、議会の意見を聞いた上で町長が推薦をし、法務大臣が委嘱することとしておりますが、現在、委員としてお世話になっております和田洋一氏の任期が平成22年9月30日をもって満了となるため、その後任に、人格高潔で最適者として中島晃昭氏を推薦いたしたく、このようにご提案を申し上げるものでございます。

法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、9月議会でご審議していただくことでは間に合わないことから、今議会に提案をさせていただいたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
本案は、原案のとおり適任者として推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

次に、日程第14、議案第66号 与謝野町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） ただいま上程されました議案第66号 与謝野町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員は5名の委員で組織されておりますが、議案第66号の白杉直久氏の任期が本

年6月末をもって満了いたします。教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、人格高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命することとなっております。つきましては、白杉直久氏を最適任者と認め、引き続き教育委員会委員としてお世話になりたいと考えておりますので、このようにご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 与謝野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第15、議案第67号 与謝野町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） ただいま上程されました議案第67号 与謝野町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

先ほどと同じく、教育委員会委員は5名の委員で組織されておりますが、議案第67号の垣中均氏の任期が本年6月末をもって満了いたします。教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、人格高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命することとなっております。つきましては、垣中均氏を最適任者と認め、引き続き教育委員会委員としてお世話になりたいというふうを考えておりますので、このようにご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 与謝野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16、議案第68号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第68号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、職員懲戒審査委員会委員3名のうち学識経験を有する者2名のほか、職員のうちから1名として総務課長を任命しておりましたところ、この職員が退職しましたことから、その残任期間について後任の奥野 稔総務課長を任命するため、このようにご提案を申し上げる次第でございます。

この委員は、職員懲戒審査委員会委員ということで、一般職に属する職員の懲戒についても審査する委員と誤解されがちでございますが、地方自治法が施行されました昭和22年当時未執行でありました一般職に属する職員のための規程が昭和25年に地方公務員法として規定されました関係で、ここで言う職員とは、補助機関の職員のうち、この地方公務員法の適用を受けない特別職の職員ということで、副町長のみを指すものでございます。奥野課長は、長年の豊富な行政経験があり、人格高潔で、職員懲戒審査委員会委員として最適任者と認め、地方自治法施行規程第17条5号の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議案第69号 与謝野町行政財産使用料条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第69号 与謝野町行政財産使用料条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

当町の行政財産の使用料の徴収につきましては、道路、準用河川、法定外公共物の占有物に対しましては、それぞれ与謝野町道路占用料徴収条例、与謝野町準用河川占用料徴収条例、与謝野町法定外公共物管理条例の規定により、使用料を定めて徴収をしております。

また、その他の行政財産につきましては、それぞれの施設の設置条例により、使用料を定めて徴収しておりますが、例えば、ある行政財産の敷地内に電気や電話などの電柱を設置したり、あるいは自動販売機などの営利を目的としたものを設置したりする際には、その施設の設置条例に基づく使用料として徴収するものの統一した算定基準がないために、使用される側の基準により、いわば相手方の言い値で使用料を決める形となるなど、不都合が生じておりますので、これらを一定整理する必要があるとして、このように新たな条例の制定をお願いしようとするものでござ

います。

具体的には、条例案の別表にありますように、土地の使用料につきましては、与謝野町道路占用料徴収条例の算定基準を基本として、それ以外の土地や建物については固定資産評価基準額に一定割合を乗じて得た額や、1㎡当たりの基準額を定めて徴収を図ろうとするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第70号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第70号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、昨年6月に可決成立しました育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が、平成22年6月30日に施行されたことに伴い、関係の2つの条例について一部改正をお願いするものでございます。

この法律は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ、子の養育あるいは家族の介護を行うための環境を整備することが喫緊の重要課題であるとして、3歳までの子を養育する職員に対する勤務時間の短縮措置の義務化及び育児休業制度の見直しを行うこととしております。

この条例改正案の概要につきましては、議案資料にもございますように、与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の関係では、3歳に満たない子のある職員が、その子を養育するために請求したときは、その職員の職務を他の職員等がかかわって処理できない場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないとしておりますほか、いわゆる早出、遅出勤務として始業また終業の時間を変更が容易なように改めたり、休憩時間を現在の1時間から45分に変更すること、この家族の介護休暇について規定を新設または拡大を図ることとしております。

次に、与謝野町職員の育児休業等に関する条例の関係では、育児休業をすることができる職員の範囲を拡大して、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無などにかかわらず、育児休業等ができることに改めるほか、産後休暇中を含め、男子職員が育児休業を取得しやすい環境をつくったり、従来なら夫婦交互で再度の育児休業を求めるといような、以上の育児休業に関する一部改正の内容につきましては、非常勤職員等に対しましても、一般職の職員に準じて別途規定を設けることとしております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第71号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第71号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、現在、指定管理者としてお世話になっております与謝野町観光協会が平成22年7月から現在の旧加悦鉄道加悦駅舎から旧加悦町役場に事務所を移転された上で、与謝野町の観光案内業務を受託して観光案内所を開設する方向で準備を進めておられる関係から、後任の指定管理者として、旧加悦鉄道車両や歴史的価値の高い備品等の保存、管理に尽力されている特定非営利活動法人加悦鉄道保存会を選定するため、去る5月17日に開催の指定管理者選定委員会において審査をお願いしました結果、当法人を非公募により、指定管理者とすることが適当であると判断いただきましたので、このように旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の変更について、議会のご承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20、議案第72号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第72号 平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正は5月31日付で専決処分を行い、1億3,627万円を追加し、総額を1億3,711万円といたしております。

それでは、まず歳入についてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

第3款財産収入で分譲宅地売払い収入を1億3,627万円追加いたしております。これは、平成21年度で売却を予定しておりましたものが未売却となったことにより、本年度の売却となったことによるものでございます。日吉ヶ丘、算所、大道の計19区画分でございます。

それでは、次に、歳出についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

第4款前年度繰上充用金は1億3,627万円追加いたしております。これは、平成21年度予算で、先ほどの歳入で申し上げました19区画すべての売払い収入を計上しておりましたが、すべてが未売却となったことから、平成21年度決算段階で歳入欠陥を生じることになりました。したがって、前年度予算に繰上充用を行い、財源補てんを行うものでございます。

以上が、平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第73号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第73号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は12億5,746万5,000円を追加し、総額を111億6,186万5,000円といたすものでございます。

平成22年度当初予算は、町長、町議会議員選挙のため、骨格予算としておりましたので、今回の追加補正により、当初予算に肉づけを行うものでございます。

当初予算に計上していませんでした投資的経費や政策的経費を中心に追加をいたしておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第13目有線テレビ整備費は、有線テレビ拡張事業で第13節委託料、第15節工事請負費を合わせて2億9,711万2,000円追加いたしております。

昨年度実施しました野田川、岩滝地域の拡張エリアの中で、昨年度に加入していただけなかった世帯すべてが加入いただけることを目標に、工事費を追加するとともに、町営住宅の引き込み工事を追加いたしております。また、地上アナログ放送については、平成23年7月で放送終了となりますが、デジタルアナログ変換装置を導入することにより、町有線テレビ加入世帯では、停波後もアナログテレビでごらんいただけるようにすることといたしております。

20ページから23ページにかけての第4項選挙費では、参議院議員選挙事業で時間外勤務手当と需用費を相殺するとともに、京都府知事選挙と町長、町議会議員選挙でダブル選挙として実施してまいりましたが、京都府からの委託金が精査されたことにより、両事業間で相殺し、調整をいたしております。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、地域福祉空間整備事業で第19節負補交を1,000万円追加いたしております。町内のNPO法人丹後福祉応援団が後野地区で計画されております小規模多機能型居宅介護施設整備に対し、地域福祉空間整備事業交付金を交付するものでございます。

第2目障がい福祉費では、障がい福祉サービス事業を300万円追加いたしております。国の地域生活支援事業として、与謝の海養護学校へ通われている児童・生徒の夏休み期間の活動支援を行うもので、若者センターを活用し、実施することにしております。

第3目高齢者福祉費では、高齢者福祉施設整備事業で、第19節負補交補助金を4,467万6,000円追加いたしております。これは、明石地区にあります特別養護老人ホーム与謝の園にスプリンクラー等を設置する事業が全額国の介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の対象となることから、公的介護施設等整備事業補助金として補助いたすものでございます。

次のページの第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、児童福祉総務費一般経費の第13節委託料で、子育て短期支援事業委託料を38万6,000円追加いたしております。これは、新規施策として、保護者等が疾病などの理由で家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童を乳児院等で一定期間、1週間程度というふうに考えますが、養育いただくもので、峰山乳児院を想定しております。

第2目児童福祉施設費では、保育所整備事業を480万円追加いたしております。第15節工事請負費で与謝保育園の下水道接続工事等を追加するほか、遊具等の購入費などを追加いたしております。その下の子育て支援センターは、155万4,000円追加いたしております。野田川、岩滝地域では既にも実施してはいますが、加悦地域にはなく、総合計画のベンチマークにも平成24年度までに実施することとしておりました。今回、与謝学童保育所内で実施することとし、開設に係る経費を追加いたすものでございます。

次に、26、27ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費では、予防接種事業で第13節委託料を496万2,000円追加いたしております。これは、平成17年度から積極的勧奨接種が見合わせられていた日本脳炎予防接種について、新たなワクチンの開発により、厚労省から再開の通知がありましたので、第1期標準的接種期間に該当する3歳児を対象に接種いただくものでございます。

第3款環境衛生費は、浄化槽設置整備事業を215万円追加いたしております。第19節負補交で浄化槽維持管理補助金として、公共下水道事業のエリア外において浄化槽を設置されます専用住宅並びに事業所に対し、維持管理に係る経費の2分の1相当を補助金として交付するものでございます。

第2項清掃費、第2目塵芥処理費は、一般廃棄物処理委託事業を1,623万7,000円追加いたしております。宮津市清掃工場の冷却塔等の改修に対する分担金として負担するものでございます。

次のページの、廃棄物処理施設管理運営事業は、最終処分場の修繕料と焼却炉の修理工事費を合わせて、総額で700万円追加いたしております。

第3目し尿処理費では、野田川衛生プラント施設整備事業を1,530万円追加いたしております。第15節工事請負費で、脱水污泥予備乾燥機のベアリング交換工事等を実施することとし、700万円追加するとともに、第18節備品購入費で、収集車を更新することとし、自動車購入費用600万円追加いたしております。

次に、28、29ページから次のページへかけての第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費は、緊急雇用対策事業で、昨年度に引き続き国（ハローワーク）の雇用調整助成金が5分の4となっており、町単独で5分の1を上乗せ補助するもので、第19節負補交の緊急雇用安定化助成金を2,000万円増加いたしております。

地域医療体制拡充事業は、町内の開業医において看護師や医療事務員の確保を図っていただき、雇用対策に努めていただくもので、第13節委託料を1,125万円追加いたしております。

第4目経済危機対策費は、住宅改修助成事業の申込者が大変多くありますので、3,000万円追加いたしております。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は、農地制度実施円滑化事業を100万円追加いたしております。農業委員会の新たな役割として、農地の利用状況調査や農地保有、賃貸の動向など、農地情報の確保に努めていくものでございます。

次にページの、命の里事業は1,570万円追加いたしております。昨年度に引き続き実施するもので、滝・金屋地区で実施します農道舗装、水路改良などの農業生産基盤、生活環境基盤の整備、また滝・金屋地域連合組織への地域活性化活動の支援として、命の里事業補助金を交付す

るなど、地域間連携による集落の活性化に帰するものでございます。

第4目農地費では、農業用施設整備事業を5,100万円追加いたしております。明石地区のゾブ川改修工事を昨年度に引き続き、実地するものでございます。

次に、第7目農業用施設管理費では、冷凍米飯加工施設管理運営事業を4,200万円追加しております。急速冷凍機及び炊飯設備につきまして、老朽化による設備の更新を図るため、新たな設備の導入を図るものでございます。生産物特産加工販売施設管理運営事業は1,450万円追加いたしております。ちんざんについては、指定管理者、有限会社、アトム村に管理運営をお世話になっておりますが、食品加工機械等の設置スペースがなく苦慮されておりますので、隣接いたします町有地を造成し、倉庫を新設するとともに、駐車場の舗装を実施して、施設の改善を図るものでございます。

次に、34、35ページの第7款商工費、第2目商工業振興費は、産業振興事業を290万円追加いたしております。昨年度実施いたしました販売促進のための広告宣伝費に対し、4万円を上限に補助を行ってまいりましたが、大変多くご活用いただきましたので、本年度も継続することとし、商工業振興事業費補助金を追加いたすものでございます。

第4目観光費では、観光振興団体等助成事業を128万円追加いたしております。平成20年度に作成しました観光振興ビジョンに基づき、観光振興団体等がみずから実施されます振興策に補助金を交付することとしておりますが、今回は、ちりめん街道での織機設置、また滝の千年ツバキ公園の水車改修にそれぞれ補助金を交付いたすものでございます。

次に、36、37ページの第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費では、土木総務費一般経費で、第19節負補交、急傾斜事業負担金を500万円追加いたしております。京都府で実施いただいております石田地区の急傾斜事業に対し、事業費の20%を負担するものでございます。なお、そのうち1%は受益者負担となっております。

第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業を1億9,672万4,000円追加いたしております。明石香河線、岩屋川線等の道路改良事業や、岩屋川線改良に伴う橋りょう架けかえ事業など、国の社会基本整備総合交付金事業で実施することとしております。

また、各区から要望のありました町道の整備につきましては、限られた予算の中で計画的に実施することといたしております。なお、第13節委託料で、橋りょう長寿命化修繕計画委託料を200万円追加いたしておりますが、これも、国の同交付金を受け、町道、橋の修繕計画を立てるものでございます。同計画を策定しますと、今後の計画的な修繕に対しても、ケースによっては国の交付金対象となるものでございます。

その下から、次のページにかけての明石香河線関連発掘調査事業は550万円を追加いたしておりますが、これも国の交付金対象で、事業着手前の遺跡調査経費を計上し、教育委員会で実施するものでございます。

第3項河川費、第3目河川改良費は、河川改修事業を500万円追加いたしております。石田地区の上鉢屋敷水路改修を継続するなど、浸水対策等に努めるものでございます。

40、41ページの第5項都市計画費、第2目公共下水道費は、公共下水道一般経費で第28節繰出金を4,735万円追加いたしております。

第4目公園費は、都市公園整備事業を5,071万5,000円追加いたしております。

阿蘇シーサイドパーク整備に係る事業費を追加いたしておりますが、これも先ほどの道路事業同様、国の交付金事業を受け、実施するものでございます。平成24年度にすべてを完成させ、全面供用していきたいというふうに考えております。

都市公園管理運営費は1,100万円追加いたしております。岩滝の城山公園の舗装工事や都市公園の遊具設置撤去など、維持管理工事を実施することとし、工事請負費等を追加するものでございます。

次のページにかけての第9款消防費、第3目消防施設費では、消防施設等整備事業を1,162万7,000円追加いたしております。各地区から要望の消火栓新設工事を実施するほか、加悦第1分団、第3分団の車庫詰所の耐震診断調査を行うこととしております。また、第18節備品購入費で機械器具費を計上し、野田川第2分団の小型動力ポンプを新設することとしております。

第5目災害対策費は、防災行政無線施設整備事業を2億4,279万4,000円追加いたしております。デジタル防災行政無線を平成22年度から24年度の3年間で整備することとしており、今年度は親局と加悦庁舎管内を整備し、23年度に岩滝の本庁舎管内、24年度で野田川庁舎管内を整備いたすこととしております。

全体の事業費は4億9,484万7,000円であり、後ほど説明いたしますが、第2表で継続費を設定いたしております。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費では、教育振興費一般経費を678万1,000円追加いたしております。野田川地域の学校をADSL回線からケーブルテレビの光回線に切りかえたことにより、京都未来ネットの接続環境の設定変更を行う必要があるため、情報通信機器設置委託料を179万6,000円追加するほか、昨年度の学校ICT整備事業で導入いたしました電子黒板の有効活用を図るため、学校ICT活用支援員派遣委託料を377万7,000円追加いたしております。

44、45ページの第2項小学校費、第1目学校管理事業では、小学校施設整備事業を850万円追加いたしております。これは、市場小学校の屋根が老朽化し、雨漏りが発生しておりますので、屋根の防水改修工事を実施するものでございます。

次のページの第3項中学校費、第1目学校管理費は、中学校施設整備事業で第13節委託料に体力度診断委託料を500万円追加いたしております。これは、加悦中学校に係るものですが、既に耐震診断は完了しているものの、改築を目指すに当たり、危険建物として国庫補助の対象にさせよういたしますと、体力度が一定の基準値以下でなければ対象とならないことから、まずは体力度の診断を行うものでございます。

48、49ページの第4項幼稚園費では、幼稚園施設整備事業で第13節委託料に耐震診断調査委託料を240万円追加し、岩滝幼稚園の園舎の耐震診断を行うこととしております。

第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は、家庭教育事業を29万円追加いたしております。新規事業として、家庭教育に関する学習機会の提供を行うため、講座を開催するなど、国の家庭教育支援基盤形成事業により実施するものでございます。技術文化事業は251万円追加いたしております。

平成23年度に開催いたします国民文化祭の準備に係る臨時職員賃金並びに、プレ事業補助金を追加するものでございます。

第7目教育文化施設管理費では、農村文化保存伝承センター管理運営事業で、下水道接続工事を実施することとし、工事請負費を332万9,000円追加いたしております。

次のページの第9目保健体育費、第2目社会体育施設整備管理費では、野外体育施設管理運営事業を800万円追加いたしております。野田川グラウンドの南側トイレを水洗化するもので、工事請負費、設計監理委託料を追加いたしております。

第11款災害復旧費、第3項公共土木施設災害復旧費、第2目河川災害復旧費は、河川災害復旧事業を507万8,000円追加いたしております。昨年度の災害復旧の早期完了を目指し、現場管理を委託することとし、管理委託料を600万円追加いたしております。

第14款予備費は179万6,000円追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

引き続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金は、歳出で申し上げました事業の中で受益者分担金が発生します事業がございますので、それらを総額で442万5,000円追加いたしております。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金は、先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、長期休暇支援事業が地域生活支援事業等、補助金の対象となり、150万円追加いたしております。なお、府補助金についても4分の1の75万円を追加いたしております。

第7目土木費国庫補助金は、明石香河線等の社会資本整備総合交付金事業の補助金として、道路改良事業費補助金を1億670万円追加いたしております。

また、阿蘇シーサードパーク整備に係る補助金として、都市公園事業費補助金を2,500万円追加いたしております。

第14款府支出金、第2項府補助金は、第2目民生費府補助金で介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金を歳出での公的介護施設等整備事業補助金と同額の4,467万6,000円追加いたしております。

第4目労働費府補助金は、地域医療体制拡充事業に対する補助金として、緊急協対策事業補助金を1,125万円追加いたしております。

第5目農林水産業費府補助金は、歳出で説明いたしました、各事業の補助金を総額で1,688万7,000円追加いたしております。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第12目地域福祉振興基金繰入金は、地域福祉空間整備事業に2分の1を充当することとし、500万円追加いたしております。

第20款町債は、総額で10億3,960万円追加いたしております。

歳出で説明いたしました各事業に町債を発行するもので、CATV整備事業債、防災行政無線施設整備事業債など、ハード事業に係る町債のほか、臨時財政対策債を2億1,500万円追加いたしております。

なお、9ページ、第3表地方債補正を計上し、同額を追加あるいは変更いたしております。

また、8ページに第2表継続費を計上いたしております。先ほどの歳出で説明させていただきましたとおり、第9款消防費、第1項消防費の防災行政無線施設整備事業を3年度間の総額で4億9,484万7,000円計上いたしております。

継続費について若干説明させていただきますが、継続費とは、2カ年以上にわたって執行しなければ、その目的が達成できない建設事業などについて、あらかじめ予算として、その事務事業の執行に要する期間、事業費の総額及び当該期間における各年度ごとの支出予定額を定めておき、これに従って、当該期間と定められている数カ年度にわたって支出する経費を言うものでございまして、繰越明許費のように、財源を翌年度に繰越すことを目的とするものではありません。したがって、継続費は、単年度予算主義の原則の例外であり、計上額内において当該期間中の一括契約が可能となるものでございます。

なお、財源内訳等に係る調書を56ページにつけておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上が、平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、あす開催いたします総合計画審議会において、平成22年度から24年度までの総合計画実施計画をご確認いただくこととなっております。その中の22年度事業のみを抽出し、平成22年度与謝野町予算概要としまして、まちづくりの基本目標に沿った第1章から第6章までの各事業を、事業内容や財源内訳を付して掲載いたしております。説明は省略させていただきますが、当初予算書及び本補正予算書での掲載ページもつけております。

また、平成30年度までの財政見込みもつけておりますので、予算参考資料としてごらんいただき、参考させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

昼食のため、午後1時40分まで休憩します。

（休憩 午後0時06分）

（再開 午後1時40分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第22、議案第74号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第74号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は6億1,887万8,000円を追加し、総額を10億5,811万8,000円といたすものでございます。

本補正予算につきましても、一般会計同様、骨格予算に肉づけを行うものでございます。

それでは、まず歳出からご説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開き願います。

第3款改良費、第1目改良費、簡易水道改良事業を6億1,900万円追加いたしております。三河内及び加悦簡易水道施設整備を継続するとともに、下水道関連配水管布設がえ工事、道路改良関連配水管布設等工事を実施するものでございます。

また、加悦簡易水道施設整備に係ります測量及び設計、用地購入費なども追加いたしております。

第5款予備費は12万2,000円減額し、調整いたしております。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、簡易水道補助金を3,877万8,000円追加いたしております。三河内及び加悦簡易水道施設整備に係る補助金でございます。

第8款諸収入、第2項雑入で、下水道関連配水管布設がえ工事に係ります補償金を750万円追加いたしております。

第9款町債は、各施設整備事業等に簡易水道整備事業債を発行することとしており、総額で5億7,260万円追加いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を追加あるいは変更いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしく御審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第75号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第75号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は5億1,450万円を追加し、総額を19億4,573万円といたすものでございます。

本補正予算につきましても一般会計同様、骨格予算に肉づけを行うものでございます。

それでは、まず歳出からご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

第3款事業費、第1項下水道費、第1目公共下水道建設事業費で、特定環境保全公共下水道事業を5億1,450万円追加いたしております。整備計画に挙げております面整備を計画的に実施するもので、工事請負費並びに補償金を追加するものでございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、下水道費補助金で特環分として2億1,275万円追加いたしております。

第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は、公共、特環合わせて4,735万円を繰り入れることとしております。なお、これは次の第8款町債で、資本費平準化債の発行可能額が2,120万円減額となったことなども要因となっております。特定環境保全公共下水道事業債は2億7,560万円発行することとし、追加いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第76号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第76号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は歳入のみの補正でございますが、総額に変更はございません。

それでは、9ページ、10ページをお開き願います。

第8款町債、第2目農業集落排水事業債で、資本費平準化債を70万円追加いたしております。

第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は70万円を減額し、調整いたしております。なお、4ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第25 議案第77号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第77号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では446万2,000円を追加し、総額を29億8,773万2,000円といたすものでございます。

また、直営診療所勘定の補正は200万円を追加し、総額を9,489万円といたすものでございます。

それでは、まず事業勘定の歳出から主なものについてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第1款総務費、第1目一般管理費は、一般管理費、一般経費を205万1,000円追加いたしております。レセプト請求方法の変更に伴い、国保連合会の電算システムを改修する必要があり、係る負担金を追加いたすものでございます。なお、本負担金は、全額が国の特別調整交付金の対象となっております。

次に、14、15ページの第8款保健事業費、第1目特定健康診査等事業費で、特定健康診査等事業を121万2,000円追加いたしております。当初予算では、国の特別調整交付金の対象となるかどうか未確定でありましたので、町の単独事業として予算計上いたしておりましたが、今回の補正も含めて全額が交付金対象となりましたので、追加するとともに、財源の整理を

いたしております。

第12款予備費は111万8,000円を追加し、調整いたしております。

次に、10ページ、11ページの歳入でございますが、第4款国庫支出金、第2項国庫補助金は、財政調整交付金でシステム改修分、特定健康診査等事業分として、特別調整交付金を446万2,000円追加いたしております。

次に、直営診療所勘定の歳出についてご説明を申し上げます。

26、27ページをお開き願います。

第1款総務費、第2目財産管理費は、財産管理経費の第15節工事請負費で、診療所整備工事費を40万円追加いたしております。トイレを自動水洗化にするとともに、診療所の案内看板の改修を行うものでございます。

第2款医業費、第1目医療用機械器具費は、第18節備品購入費で、機械器具費を160万円追加いたしております。散薬分包機の更新を行うものでございます。これらの財源として、24、25ページの歳入の第6款繰入金、第1項一般会計繰入金を200万円繰り入れ、調整いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第78号 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第78号 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的支出のみの補正でございます。

3、4ページをお開き願います。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水管事業費は、第2節工事請負費で府道弓木岩滝線の横断暗渠改修工事に伴う配水管移設工事費を210万円追加いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は6月9日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午後1時53分）